

昭和四十九年通商産業省令第四十号

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、通商産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則を次のように制定する。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（第一種特定化学物質の製造の許可申請）

第二条 法第十七条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 製造設備の位置（他の設備との関係位置を含む。）及び事業所付近の状況を示す図面
- 二 従業員の雇用及び配置の状況並びに従業員の技術的能力を説明した書面
- 三 製造方法の概略を説明した書面
- 四 生産計画及び主な販売先ごとの販売予定数量を記載した書面
- 五 貯蔵方法及び運搬方法を説明した書面
- 六 申請者が法人である場合は、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 七 申請者（申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第十九条各号に該当しないことを説明した書面
- 八 最近の事業年度に係る事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- 九 前号に掲げるもののほか、その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎を有することを説明した書類

2 法第十九条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種特定化学物質の製造の事業を行うにあつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（第一種特定化学物質製造設備の構造等の変更の許可申請）

第三条 法第二十一条第一項の変更の許可を受けようとする者は、様式第二による申請書に変更内容明細書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第三条の二 法第二十一条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第一種特定化学物質が漏出するおそれのない製造設備の変更であること。
- 二 第一種特定化学物質の製造能力に変更をきたさない製造設備の変更であること。

（第一種特定化学物質製造事業に関する変更の届出）

第四条 法第二十一条第二項の変更の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（第一種特定化学物質の輸入の許可申請）

第五条 法第二十二条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第四による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 製造事業所名及びその所在地の属する国名又は地域名、陸揚げ予定期日、輸入港名並びに主な販売先ごとの販売予定数量を記載した書面
 - 二 貯蔵方法及び運搬方法を説明した書面
 - 三 申請者が法人である場合は、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 四 申請者（申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第十九条各号に該当しないことを説明した書面
- 2 法第二十三条第二項において読み替えて準用する法第十九条第三号の経済産業省令で定める者については、第二条第二項の規定を準用する。この場合において、第二条第二項中「製造」とあるのは「輸入」と読み替えるものとする。

（第一種特定化学物質の使用の届出）

第五条の二 法第二十六条第一項の規定により使用の届出をしようとする者は、様式第五による届出書に使用計画及び第一種特定化学物質等（法第二十八条第二項に規定する第一種特定化学物質等をいう。以下同じ。）の主な販売先ごとの販売予定数量を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（第一種特定化学物質届出使用の変更の届出）

第五条の三 法第二十六条第二項の変更の届出をしようとする者は、様式第六による届出書に変更内容明細書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（承継の届出）

第六条 法第二十七条第二項の規定により許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第七による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 法第二十七条第一項の規定により許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継した相続人であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第八による書面及び戸籍謄本
- 二 法第二十七条第一項の規定により許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第九による書面及び戸籍謄本
- 三 法第二十七条第一項の規定により合併によつて許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

（帳簿）

第七条 法第三十一条第一項の帳簿には、第一種特定化学物質及び事業所ごとに、第一種特定化学物質の製造数量、在庫数量及び販売先ごとの販売数量を記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、事業所ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について記載を終了していなければならない。
- 3 第一項の帳簿は、閉鎖の日から起算して五年間保存しなければならない。
- 4 前三項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、第一項中「製造数量」とあるのは「使用数量」と、「在庫数量」とあるのは「保管数量」と読み替えるものとする。

（電磁的方法による保存）

第七条の二 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、届出使用者に準用する。

(廃止の届出)

第八条 法第三十二条第一項の規定により事業の廃止の届出をしようとする許可製造業者又は届出使用者は、様式第十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(報告)

第九条 許可製造業者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度における法第十七条第一項の許可に係る第一種特定化学物質の月別製造数量、月別在庫数量及び販売先ごとの月別販売数量を記載した様式第十の二による報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、同項中「法第十七条第一項の許可」とあるのは「法第二十六条第一項の届出」と、「月別製造数量」とあるのは「月別使用数量」と、「月別在庫数量」とあるのは「月別保管数量」と、「様式第十の二」とあるのは「様式第十の三」と読み替えるものとする。

(一般化学物質等の製造数量等の届出)

第九条の二 法第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第二十条の二において同じ。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一般化学物質の名称

二 一般化学物質の前年度の出荷数量

2 法第八条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

(優先評価化学物質の製造数量等の届出)

第九条の三 法第九条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 優先評価化学物質の名称

二 優先評価化学物質の前年度の出荷数量

三 優先評価化学物質を製造した場合にあつては、その優先評価化学物質を製造した事業所名及びその所在地、優先評価化学物質を輸入した場合にあつては、その優先評価化学物質が製造された国名又は地域名

2 法第九条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

(監視化学物質の製造数量等の届出)

第十条 法第十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 監視化学物質の名称

二 監視化学物質の前年度の出荷数量

三 監視化学物質を製造した場合にあつてはその監視化学物質を製造した事業所名及びその所在地、監視化学物質を輸入した場合にあつてはその監視化学物質が製造された国名又は地域名

2 法第十三条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

(製造数量等の公表の例外)

第十一条 法第九条第二項ただし書の経済産業省令で定める数量は、百トンとする。

2 法第十三条第二項ただし書の経済産業省令で定める数量は、一トンとする。

(有害性の調査の指示等の対象となる者)

第十二条 法第十条第一項の経済産業省令で定める者は、試験成績を記載した資料の提出の要求の日前三年以内に当該要求に係る優先評価化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいた者とする。

2 法第十四条第一項の経済産業省令で定める者は、有害性の調査の指示の日前三年以内に当該調査に係る監視化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいた者とする。

(第二種特定化学物質の製造予定数量等の届出)

第十三条 法第三十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名称

二 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の出荷予定数量

三 第二種特定化学物質を製造しようとする場合にあつてはその第二種特定化学物質を製造する事業所名及びその所在地、第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品を輸入しようとする場合にあつてはその第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品が製造される国名又は地域名

2 法第三十五条第一項の届出は、当該年度において当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は当該第二種特定化学物質使用製品の輸入（以下「第二種特定化学物質の製造等」という。）を行う日の一月前までに様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

3 当該第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の指定の日（以下「指定日」という。）を含む年度（以下「指定年度」という。）及び指定年度（指定日が当該指定年度の末月又はその前月に含まれるものに限り。）の翌年度の第二種特定化学物質の製造等に係る法第三十五条第一項の届出についての前項の規定の適用については、同項中「当該年度において当該第二種特定化学物質の製造若しくは

輸入又は当該第二種特定化学物質使用製品の輸入（以下「第二種特定化学物質の製造等」という。）を行う日の一月前」とあるのは、「当該年度において当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入若しくは当該第二種特定化学物質使用製品の輸入（以下「第二種特定化学物質の製造等」という。）を行う日の一月前の日又は当該第二種特定化学物質若しくは第二種特定化学物質使用製品の指定の日から一月を経過した日のいずれか遅い日」とする。

（第二種特定化学物質の製造予定数量等の変更の届出）

第十四条 法第三十五条第二項の変更の届出をしようとする者は、様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（第二種特定化学物質の製造数量等の届出）

第十五条 法第三十五条第六項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名称
- 二 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の前年度の出荷数量
- 三 第二種特定化学物質を製造した場合にあつてはその第二種特定化学物質を製造した事業所名及びその所在地、第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品を輸入した場合にあつてはその第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品が製造された国名又は地域名
- 2 法第三十五条第六項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによって行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによって行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによって行うものとする。

（収去証）

第十五条の二 法第四十四条第一項から第三項までの規定により経済産業省の職員が化学物質を収去するとき又は同条第五項の規定により機構の職員が化学物質を収去するときは、被収去者に様式第十五による収去証を交付しなければならない。

（身分証明書）

第十六条 経済産業大臣がその職員に携帯させる法第四十四条第四項の証明書は、様式第十六によるものとする。

- 2 機構がその職員に携帯させる法第四十四条第八項の証明書は、様式第十七によるものとする。

（意見の聴取）

第十七条 法第五十一条第一項の意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

- 2 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を審査請求人に通知し、かつ、告示しなければならない。
- 3 利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。
- 6 意見聴取会においては、審査請求人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。
- 7 意見聴取会においては、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
- 8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。
- 9 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 10 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。
- 11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

第十八条及び第十九条 削除

（電子情報処理組織による届出等）

第二十条 法第十七条第二項若しくは法第二十一条第一項の申請、同条第二項の届出、法第二十二条第二項の申請、法第二十六条第一項若しくは第二項、法第二十七条第二項、法第三十二条第一項、法第三十五条第一項若しくは第二項の届出又は第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告（以下「届出等」という。）を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、経済産業大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

- 一 電子届出等様式（届出等を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととされている様式であつて、届出等を書面等により行うときに従うこととされている様式（以下「書面届出等様式」という。）に記載すべき事項のうち、届出等の名称、届出等を行う日付、届出等を行う相手方の名称、届出等を行う者の住所、届出等を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに届出等を行う旨の表示を記録すべきものとして、経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。以下同じ。）に記載すべき事項
- 二 書面届出等様式に記載すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）
- 三 当該届出等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項であつて、前号に掲げる事項を除いたもの
- 2 前項の届出等を行おうとする者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（届出等を行おうとする者が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項が当該届出等を行おうとする者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

- 一 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- 二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書
- 三 前号に規定するもののほか、経済産業大臣が告示で定める電子証明書（電子情報処理組織による一般化学物質の製造数量等の届出に係る特例）

第二十条の二 法第八条第一項、法第九条第一項、法第十三条第一項又は法第三十五条第六項の届出を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して届出を行うときは、経済産業大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第四条第三項の規定は適用しない。

- 一 電子届出等様式に記録すべき事項

二 法第八条第一項、法第九条第一項、法第十三条第一項又は法第三十五条第六項の規定により届け出るべきこととされている事項

- 2 前項の規定に基づき届出を電子情報処理組織を使用して行う場合において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十一条第二項の規定により付与された届出者等コードを前項の規定に基づく電子計算機から入力することをいう。

（届出者等コード）

第二十一条 前条の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ届出者等確認コードその他必要な事項を様式第十八により記載した書面を提出することにより経済産業大臣に届け出なければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の書面を受理したときは、当該書面を提出した者に届出者等コードを付与するものとする。

- 3 第一項の届出を行つた者は、届け出た事項等に変更があつたとき又は届出者等コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十九又は様式第二十によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（光ディスクによる届出等の方法）

第二十二条 第九条の二から第十条まで及び第十三条から第十五条までの規定による届出については、当該届出に規定すべきこととされている事項を記録した光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一若しくはX六二四五に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクをいう。以下同じ。）及び様式第二十一の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

附 則

この省令は、昭和四十九年六月十日から施行する。

附 則（昭和六一年一二月一二日通商産業省令第八七号）

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第四十四号）の施行の日（昭和六十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成元年三月二七日通商産業省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年四月二八日通商産業省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号）

（施行期日）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成九年三月一四日通商産業省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号） 抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一二月二〇日通商産業省令第三五〇号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第一から様式第八の二までの改正規定（「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める部分を除く。）、様式第九から様式第十二までの改正規定（「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める部分を除く。）及び様式第十四から様式第十六までの改正規定（「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める部分及び「通商産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則」を「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月二九日経済産業省令第六三三号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四三三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十六条中経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第十八条及び第十九条の改正規定並びに様式第十四から様式第十九までの改正規定は、平成十五年七月三十一日から施行する。

附 則（平成一六年一月一九日経済産業省令第一号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成二二年三月九日経済産業省令第七号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月一六日経済産業省令第一一七号）

この省令は、平成二十七年三月十六日から施行する。

附 則（平成二八年三月二九日経済産業省令第四三三号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年八月三一日経済産業省令第五三三号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一日経済産業省令第三六号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則（令和元年一月一日経済産業省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和二年六月一日経済産業省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和六年七月一〇日経済産業省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一〇月一日経済産業省令第六六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 (平22経産令 7・全改、令元経産令17・令 2 経産令92・一部改正)

第 1 種特定化学物質製造許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第17条第 1 項の許可を受けたいので、同条第 2 項の規定により次のとおり申請します。

- 1 事業者名及びその所在地
- 2 第 1 種特定化学物質の名称
- 3 製造設備の構造 (別添図面のとおりに)
- 4 製造設備の能力

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 製造設備の構造については、別添図面とすること。

様式第 2 (平22経産令 7・全改、令元経産令17・令 2 経産令92・一部改正)

第 1 種特定化学物質製造設備の構造等変更許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第21条第 1 項の変更の許可を受け
たいので、同項の規定により次のとおり申請します。

- 1 事業者名及びその所在地
- 2 第 1 種特定化学物質の名称
- 3 変更の種類及びその内容
- 4 変更の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 3 (平22経産令 7・全改、令元経産令17・令 2 経産令92・一部改正)

第 1 種特定化学物質製造事業に関する変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第21条第 2 項の規定により、次の
とおり届け出ます。

- 1 変更の種類及びその内容
- 2 変更の理由
- 3 変更の年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 4 (平22経産令 7・全改、令元経産令17・令 2 経産令92・一部改正)

第 1 種特定化学物質輸入許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第22条第 1 項の許可を受けたいので、同条第 2 項の規定により次のとおり申請します。

- 1 第 1 種特定化学物質の名称
- 2 輸入数量

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 5（第 5 条の 2 関係）（平22経産令7・全改、令元経産令17・令2 経産令92・一部改正）

第 1 種特定化学物質使用届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第26条第1項の規定により、次の
とおり届け出ます。

- 1 事業所名及びその所在地
- 2 第 1 種特定化学物質の名称及びその用途

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

- 2 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名
及び連絡先を記載すること。

様式第 6（第 5 条の 3 関係）

様式第 6（第 5 条の 3 関係）（平22経産令7・全改、令元経産令17・令2 経産令92・一部改正）

第 1 種特定化学物質届出使用に関する変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第26条第 2 項の規定により、次の
とおり届け出ます。

- 1 変更の種類及びその内容
- 2 変更の理由
- 3 変更の年月日

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

- 2 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名
及び連絡先を記載すること。

様式第 7 (平22経産令 7・全改、令元経産令17・令元経産令36・令 2 経産令92・一部改正)

許可製造業者
第 1 種特定化学物質許可輸入者地位承継届出書
届出使用者

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第27条第 2 項の規定により、次の
とおり届け出ます。

- 1 承継の原因
- 2 被承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 3 被承継者の住所

- 4 被承継者が第17条第 1 項の許可を受けた年月日及び許可番号
第22条第 1 項の許可を受けた年月日及び許可番号
第26条第 1 項の届出を行つた年月日

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 標題中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「届出使用者」のうち該当しない文字は抹消すること。

様式第 8 (平22経産令7・全改、令元経産令17・令元経産令36・令2 経産令92・一部改正)

許可製造業者
第1種特定化学物質許可輸入者相続同意証明書
届出使用者

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名

住所

許可製造業者
次のとおり第1種特定化学物質許可輸入者について相続がありましたことを証
届出使用者

明します。

1 被相続人の氏名及び住所

2 被相続人が法第22条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号
第17条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号
第26条第1項の届出を行った年月日

3 第1種特定化学物質許可輸入者の地位を承継する者として選定された者の氏
届出使用者

名及び住所

4 相続開始の年月日

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 標題中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「届出使用者」のうち該当しない文字は抹消すること。

3 証明書は、第1種特定化学物質許可輸入者の地位を承継する者として
届出使用者

選定された者以外の相続人全員が記名すること。

様式第 9 (平22経産令7・全改、令元経産令17・令元経産令36・令2経産令92・一部改正)

許可製造業者
第1種特定化学物質許可輸入者相続証明書
届出使用者

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

住所

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

住所

許可製造業者
次のとおり第1種特定化学物質許可輸入者について相続があつたことを証明し
届出使用者

ます。

1 被相続人の氏名及び住所

2 被相続人が第17条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号
第22条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号
第26条第1項の届出を行った年月日

許可製造業者
3 第1種特定化学物質許可輸入者の地位を承継した者の氏名及び住所
届出使用者

4 相続開始の年月日

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 標題中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「届出使用者」のうち該当しない文字は抹消すること。

3 証明者は、2人以上とすること。

様式第 10 (平22経産令7・全改、令元経産令17・令元経産令36・令2 経産令92・一部改正)

第1 種特定化学物質^{許可製造}_{届出使用}事業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第32条第1項の規定により、次の
とおり届け出ます。

- 1 廃止に係る第1 種特定化学物質の名称
- 2 廃止に係る事業所名及びその所在地
- 3 法^{第17条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号}_{第26条第1項の届出を行った年月日}
- 4 廃止の年月日
- 5 廃止の理由

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

2 標題中の「許可製造」及び「届出使用」のうち該当しない文字は抹消す
ること。

様式第10の2

第1種特定化学物質月別製造数量等報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1. 第1種特定化学物質の月別製造数量
2. 第1種特定化学物質の月別在庫数量
3. 第1種特定化学物質の販売先ごとの月別販売数量

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10の3

第1種特定化学物質月別使用数量等報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1. 第1種特定化学物質の月別使用数量
2. 第1種特定化学物質の月別保管数量
3. 第1種特定化学物質の販売先ごとの月別販売数量

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11(第9条の2第2項関係)

書類名 一般化学物質製造数量等届出書

提出日(西暦) 年 月 日

あて先 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

届出者の住所

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本届出書の作成にあたっては、記載要領を参考とすること。
3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0 t 以上の場合は届け出なければならない。
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
5. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)によつて個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
6. 記入単位はtとして、小数点以下は四捨五入の上、有効数字を1桁として記入すること。なお、小数点以下は四捨五入の上、実数で記入することもできる。
7. 製造数量・出荷数量には、同一の製造・輸入者の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めないものとする。
8. 具体的な用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち「109」又は「198」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。
10. 届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

(1)化学物質名称等

製造・輸入した一般化学物質の名称と番号

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

物質名称

CAS登録番号(CASRN)

								-			-	
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--

製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、官報整理番号1の欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号(7桁)を記載すること。

官報公示名称1

官報整理番号1

	—							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

(官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで記載すること。

官報公示名称2

官報整理番号2

	Person							
--	--------	--	--	--	--	--	--	--

(官報整理番号は左詰め)

官報公示名称3

官報整理番号3

	-							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

(官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した一般化学物質が法第11条(第2号ニに係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は優先評価化学物質であつたときの物質管理番号

--	--	--	--	--

(物質管理番号は左詰め)

高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)

7

西曆					年度業績值
----	--	--	--	--	-------

[illegible]

表起	間入日付	表起	間入	表起	間入
()	()	()	()	()	()

出回日計数量 ()

[illegible][illegible]


 文件的用途：
 
 ()

具体的用途 ()

--	--	--

具体的用途 () (t)

具体的用途 () (t)

			具体的用途 ()	(t)
--	--	--	-----------	-----

				具体的用途 ()	(t)
--	--	--	--	-----------	-----

			具体的用途 ()		(t)
--	--	--	-----------	--	-----

			具体的用途 (	)	(+)
--	--	--	---------	---	-----

			具体的用途(	)	(%)
--	--	--	--------	---	-----

様式第 1 2 (第 9 条の 3 第 2 項関係)

1/3

様式第12(第9条の3第2項関係)

書類名 優先評価化学物質製造数量等届出書

提出日(西暦) 年 月 日

あて先 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

届出者の住所

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本届出書の作成にあたっては、記載要領を参考とすること。
3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0 t 以上の場合は届け出なければならない。
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
5. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)によって個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
6. 記入単位は t として、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
7. 製造数量・出荷数量には、同一の製造・輸入者の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めないものとする。
8. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち詳細用途番号「y」又は「z」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。
10. 届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

2. 製造数量及び輸入数量等

(1) 化学物質名称等

優先評価化学物質の官報公示名称と番号

官報公示名称1 _____

物質管理番号 (物質管理番号は左詰め)官報整理番号1 - (官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質の名称と番号

製造・輸入した化学物質が優先評価化学物質の官報公示名称と一致する場合は記載不要

物質名称 _____

CAS登録番号(CAS RN) -

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで記載すること。

官報公示名称2 _____

官報整理番号2 - (官報整理番号は左詰め)

官報公示名称3 _____

官報整理番号3 - (官報整理番号は左詰め)

高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)

☐

(2) 製造数量、輸入数量及び出荷数量

西暦 年度実績値

年度計

製造・輸入合計数量
 (t)製造数量
 (t)輸入数量
 (t)出荷合計数量
 (t)

3. 化学物質の製造等

(1) 製造した事業所名及びその所在地

(2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した場合は製造された国・地域別輸入数量

都道府県番号	製造数量	国・地域番号	輸入数量
	(t)		(t)
	(t)		(t)
	(t)		(t)

あて先 経済産業大臣 殿

1. 化学物質の区分及び届出者の氏名・住所

化学物質の区分及び適用条文(該当するものに○印を記入)

- | |
|--|
| |
| |
| |

《注：第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の次年度予定数量又は変更数量は、別途様式第14で届出すること》

届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

届出者の住所

法人番号

担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署

担当者氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本届出書の作成にあたっては、記載要領を参考とすること。
3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0 kg 以上の場合は届け出なければならない。
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
5. 名称は、第2種特定化学物質の名称又は第2種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第2種特定化学物質の名称を記載すること。
6. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)によって個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
7. 記入単位は kg として、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
8. 製造数量・出荷数量には、同一企業内の他の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めること。また、その場合には、全量他の化学物質に変化させた事業所の所在地道府県を出荷先としてその数量を記載すること。なお、同じ事業所内で全量他の化学物質に変化させた場合は、記載不要である。
9. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち詳細用途番号「y」又は「z」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
10. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することが必要。

(1)化学物質名称等

監視化学物質又は第2種特定化学物質等の名称と番号

監視化学物質又は
第2種特定化学物質等の名称

物質管理番号

--	--	--	--	--

 (物質管理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質の名称と番号

製造・輸入した化学物質が監視化学物質又は第2種特定化学物質の官報公示名称と一致する場合は、記載不要

物質名称1

CAS登録番号(CAS RN)1

物質名称2

CAS登録番号(CAS RN) 2

物質名称3

CAS登録番号(CAS RN) 3

(2)製造数量、輸入数量及び出荷数量

西曆					年度実績値
----	--	--	--	--	-------

年度計

製造・輸入合計数量

製造 輸入合計数量	(kg)
-----------	------

製造数量

_____ (kg)

輸入數量

_____ (kg)

出荷合計数量

_____ (kg)

製品中に含まれる第2種特定化学物質の含有率

(%)

3. 化学物質の製造等

(1)製造した事業所名及びその所在地

様式第14(第13条第2項、第14条関係)

あて先 経済産業大臣 殿

届出書の種類及び適用条文(該当するものに○印を記入)

- | |
|--|
| |
| |
| |
| |

届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

届出者の住所

法人番号

担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本届出書の作成にあたっては、記載要領を参考とすること。
3. 四捨五入前の製造・輸入予定合計数量が1.0 kg 以上の場合は届け出なければならない。
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいいう。
5. 名称は、第2種特定化学物質の名称又は第2種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第2種特定化学物質の名称を記載すること。
6. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)によって個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
7. 記入単位は kg として、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
8. 製造予定数量・出荷予定数量には、同一企業内の他の事業所で全量他の化学物質に変化する予定数量を含めること。なお、同じ事業所内で全量他の化学物質に変化させる場合は、記載不要である。
9. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち詳細用途番号「j」又は「z」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
10. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付すること。

(法第35条第2項の場合は、変更後の数量を記入)

(1)化学物質名称等

第2種特定化学物質等の名称と番号

第2種特定化学物質等の名称

物質管理番号

--	--	--	--	--

 (物質管理番号は左詰め)

製造・輸入する化学物質の名称と番号

製造・輸入する化学物質が第2種特定化学物質の官報公示名称と一致する場合は記載不要

物質名称1

CAS登録番号(CAS RN) 1									-			-	
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--

物質名称2

CAS登録番号(CAS RN)2									—			—	
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--

物質名称3

CAS登録番号(CAS RN)3									—			—	
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--

(2)製造予定数量、輸入予定数量及び出荷予定数量

西曆

--	--	--	--

 年度

年度計

製造・輸入予定合計数量	製造予定数量	輸入予定数量
(kg)	(kg)	(kg)

出荷予定合計数量 (kg)

製品中に含まれる第2種特定化学物質の含有率

(%)

(1)製造する事業所名及びその所在地(輸入予定の場合は製造される国名又は地域名を記入)

[illegible]

様式第 15 (第15条の 2 関係) (平22経産令 7・全改、令元経産令17・一部改正)

収 去 証

住所

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

収去場所

化学物質名及びその数量

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第 5 項の規定により収
去する。

年 月 日

官職 氏 名 ㊟

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員が収去する場合にあつては、
官職に代えてその所属を記載すること。

様式第 16 (第16条第 1 項関係) (平22経産令7・全改)

(表面)

8センチメートル		第 号
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第1項から第3項までの 規定による立入検査等を行う職員の		
身分証明書		職名
氏名		年 月 日生
有効期間		年 月 日交付
経済産業大臣		④
3センチメートル		6センチメートル
4センチメートル		
写 真		
押出ス タンプ		
6センチメートル		

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜粋

- 第44条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第3条第1項第4号から第6号まで又は第5条第4項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、第1種特定化学物質取扱事業者又は第35条第1項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第34条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 9 第1項から第3項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第45条 経済産業大臣は、前条第5項に規定する立入検査、質問又は収去の業務の適正な実施を確保するため必要があるとき、機械に對し、当該業務に關し必要な命令をすることが出来る。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四 第44条第1項から第3項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に對して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

三、第58条第3号、第59条又は罰条 各本条の罰金刑

様式第 17 (第16条第 2 項関係) (平22経産令 7・全改)

(表面)

8センチメートル		第 号
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第5項の規定による立入 検査等を行う職員の		
身 分 証 明 書		
職 名 氏 名		年 月 日生 年 月 日交付
有効期間		⑤
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長		
3センチメートル		4センチメートル
写 真		6センチメートル
押出ス タンプ		

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい

[illegible][illegible]

様式第 18〔第 21 条第 1 項関係〕（平 22 経産令 7・全改、令 元 経産令 17・令 2 経産令 92・一部改正）

電子情報処理組織使用届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

氏名又は名称及び法人にあ
っては、その代表者の氏名

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第 21 条第 1 項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項若しくは第 13 条第 1 項の届出、第 17 条第 2 項若しくは第 21 条第 1 項の申請、同条第 2 項の届出、第 22 条第 2 項の申請又は第 26 条第 1 項若しくは第 2 項、第 27 条第 2 項、第 32 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 2 項若しくは第 6 項の届出に係る電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

届出者等確認コード

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 「届出者等確認コード」の欄には、暗証番号として用いる 7 桁のアラビア数字の組合せを記載すること。

様式第 19〔第 21 条第 3 項関係〕（平 22 経産令 7・全改、令元経産令 17・令 2 経産令 92・一部改正）

電子情報処理組織変更届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

氏名又は名称及び法人にあ
っては、その代表者の氏名

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第 21 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 「変更事項」の欄には、届出者等確認コードを記載すること。

様式第 20〔第 21 条第 3 項関係〕（平 22 経産令 7・全改、令元経産令 17・令 2 経産令 92・一部改正）

電子情報処理組織使用廃止届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

氏名又は名称及び法人にあ
っては、その代表者の氏名

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第 21 条第 3 項の規定に基づき、使用を廃止する電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

- 1 届出者等確認コード
- 2 届出者等コード

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 21 (第22条関係) (平22経産令7・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

光ディスク提出票

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
っては、その代表者の氏名
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 条第 項の規定による申請
(、届出又は報告)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記
録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1 光ディスクに記録された事項

2 光ディスクと併せて提出される書類

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 法令の条項については、当該申請 (、届出又は報告) の適用条文名を記載す
る。3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項
を記載するとともに、2 枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごと
に整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請 (、届出又は報
告) の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を
記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。

5 該当事項がない欄は、省略する。